平成２１年（フ）第８３号
新潟県三条市北入蔵２丁目８番３号、住民票上の住所新潟県三条市一ノ門１丁目10番10号
債務者　小出光太郎
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第４０７号
愛知県一宮市祐久字北野黒77番地１　フレグランス裕101号
債務者　水谷しおり
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９７号
三重県松阪市垣鼻町554番地１　第三コーポみやび103号室、前住所三重県松阪市大黒田町1714番地
債務者　小野　貞行
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９９号
三重県度会郡大紀町崎670番地
債務者　谷口　正行
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第４７号
兵庫県篠山市東岡屋61番地１　ハイツ東岡屋205号
債務者　藤原久美子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
北海道夕張市日吉18番地
債務者　高橋　幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１２１号
北海道美唄市東明３条２丁目１番３号
債務者　上田　正勝
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６１号
北海道岩見沢市５条西15丁目２―３―２階東海林人方、住民票上の住所北海道岩見沢市１条東16丁目56番地15
債務者　前川　　舞（旧姓東海林）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６８号
北海道岩見沢市上幌向北１条１丁目1156―189岩永直子方、住民票上の住所茨城県つくばみらい市板橋3022番地７株式会社北陸工業方
債務者　新岡　美幸（旧姓三戸・岩永）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１７２号
北海道岩見沢市７条東８丁目３番地18
債務者　伊藤眞由美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１７４号
北海道美唄市西１条北１丁目２番１―101号
債務者　本田　浩美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２０号
北海道爾志郡乙部町字緑町233番地の３
債務者　和泉田直幸
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第２４３号
愛知県稲沢市横野町589番地１
債務者　山田　良子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８８号
京都府京丹後市大宮町河辺224番地の１
債務者　大場　英正
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第１０００６号
大阪市北区西天満３丁目４番20―203号、申立時の住所大阪市住吉区長居東３丁目１番17―202号
債務者　笹木　千鈴
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０６３号
大阪府豊中市玉井町１丁目３番26―202号
債務者　齊藤　俊三
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０６４号
大阪府豊中市玉井町１丁目３番26―202号
債務者　齊藤　寿美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部